



三条北ロータリークラブ週報

2013-2014年度

国際ロータリー会長：ロン D. パートン「ロータリーを实践し みんなに豊かな人生を」

第2560地区ガバナー：山崎堅輔 「進めよう！職業奉仕の洗練化を！」

「備えよう！大震災の心構えを！」

三条北ロータリークラブテーマ「楽しくなければ ロータリーではない」

会長：丸山 勝

幹事：岡田 健

SAA：石黒 隆夫

例会日：火曜日12:30～13:30

例会場：三条ロイヤルホテル TEL34-8111

事務局：三条市本町3-5-25三条ロイヤルホテル内

TEL:0256-35-7160 FAX:0256-35-7488



HP : <http://www.sanjo-nrc.org>

AD : north@sanjo-nrc.org

本日の行事：卓話

「相続と遺言のお話」

- ◆本日の出席：68名中33名
- ◆先々週の出席率：68名中57名 83.82%
(前年同期 78.57%)
- ◆本日のゲスト：三条公証役場
公証人 永井敏夫様
- ◆本日のビジター：
巻RC 加藤政夫さん
- ◆先週のメイクアップ：(敬称略)
3月19日第四分区兼市内RC 会長幹事会
岡田 健、外山裕一
20日三条東RCへ 今井克義

遺言川柳

(三菱UFJ信託銀行募集より抜粋)

ボケる前 ボケルる前にと せかす妻
遺書を読み ソツと去りゆく 甥や姪
遺産分け タダでもらう なぜもめる
号泣が ぴたりと止んだ 遺産分け
遺産分け 平等だからもめている

会長挨拶：丸山 勝会長



今日は「三条公証役場」公証人永井様、卓話ありがとうございます。

公証人とは、30年以上の経験のある法律実務家(裁判官、検察官、法務局長、弁護士等)の中から法務大臣が任命する公務員です。

公証人の主な業務は公正証書を作成することです。

こんなときは公証役場へ…遺言、離婚、養育費、慰謝料等

全国300ヶ所、500名で新潟県には5ヶ所あるとのこと。我、北クラブ会員も何かとお世話になることがあるかと思しますのでよく聞いてください。

また、今日はすばらしい晴れの天気ですね。もう春ですね。新潟の桜の満開は4月13日との予想です。

幹事報告：岡田 健幹事



- ・米山梅吉記念館より
賛助会員入会のお願い
- ・那覇西RCより
珊瑚植え付けプロジェクト
参加者募集
(地球環境保護活動)

期日 2014年6月15日(日)

親睦ゴルフコンペ6月16日(月)開催

*詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

- ・新潟緑の百年物語緑化推進委員会より
平成26年度会員ご継続のお願い

◆ロータリー財団BOX：25日現在累計497,000円

羽賀 一真君 温かくなってきて春らしくなってきました。
今井 克義君 BOXに
田中耕太郎君 〃
星野 義男君 財団に協力します。
米山 忠俊君 巻RCの加藤さん、暫くでした。今日はメイクアップありがとうございます。



◆米山奨学BOX：25日現在累計391,000円

石丸 進君 いよいよゴルフシーズンではりきっていたら、会長に入会した事を忘れられています。宜しくお願いします。
佐藤 秀一君 米山BOXに協力です。
田中耕太郎君 天気も良くなったので、協力
山中 正君 ご協力
平出富士夫君 高橋さんに協力
森 宏君 協力します。
本間建雄美君 私用のため早退します。BOXに協力
高橋 研一君 委員長欠席のため、代理報告です。BOXに協力します。



◆ニコニコBOX：25日現在累計724,000円

加藤政夫君（巻RC）今年も宜しくお願いします。三条北クラブが恋しくてまいりました。
岡田 健君 永井様、本日の卓話楽しみにしておりました。加藤さん久しぶりです。よくいらっ
しゃいました。
中條 耕二君 私も次の世代にバトンタッチ、公証人永井様のお話を大事に聞かせて頂き、参考に
します。
佐藤 弘志君 永井先生、今日は御苦勞様です。卓話よろしくお願いいたします。巻RCの加藤様
ようこそ！
渋谷 義徳君 公証人役場・公証人永井様、本日の卓話をお引き受け頂ありがとうございます。
楽しみに拝聴させていただきます。
丸山 勝君 BOXに協力
落合 益夫君 〃
石川 友意君 永井様の卓話に感謝して
笹原 壯玄君 彼岸が終わり漸く暖かさも本番になりました。景気も良くなるというのですが！



本日の行事：卓話 「相続と遺言のお話」

講師紹介：渋谷プログラム委員長



親父が事業をやっていた頃、「公証役場に行ってきた。公正証書を出してきた」と聞いていましたが、実際に親父が亡くなったときに遺言等が出てきました。言葉で聞いていたのですが、どんな資格でどんな仕事なのかと思いました。産業道路を通

た時に役場の看板を見ました。是非卓話をお願いしたいと思い、飛び込みで失礼ながらお邪魔させて貰いました。快くお引き受け頂きました。すでに三条RCで卓話をされています。会長が話されたとおりにこれから縁のある方が沢山いらっっしゃいますので知識を深め、教養を高めて頂ければと思っています。宜しくお願いします。



三条公証役場

公証人 永井敏夫様

平成21年5月から三条公証役場で公証人をやっております。公証制度を紹介させていただきます。

公証制度とは、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化、安定化を図ることを目的として、証書の作成等の方法により一定の事項を公証人に証明させる制度です。公証人は、実務経験を有する法律実務家の中から、法務大臣が任命する公務員で、司法試験合格後司法修習生を経た法曹有資格者から任命されます。

公証人の仕事は、大きく分けて(1)公正証書の作成、(2)私署証書や会社等の定款に対する認証の付与、(3)私署証書に対する確定日付の付与の3種類があります。

(1)「公正証書の作成」については、「遺言」「離婚」「任意後見契約」「金銭消費貸借契約」「土地建物賃貸借契約」「事実実驗公正証書」

(2)「認証」というのは、私人が作成した文書について、文書の成立及び作成手続の正当性を証明するものです。株式会社などの会社や弁護士法人などの法人の「定款」については、公証人の認証が法定要件になっています。また外国において行使する文書には、公証人の認証を要するのが通常です。

(3)「確定日付の付与」というのは、私文書に確定日付を付与し、その日にその文書が存在したことを証明するものです

公正証書は専門家である公証人が作成し、原本を公証役場で保管するために偽造、変造の恐れが無く、また公証役場は自然災害に強い建物に入っているため安全です。

任意後見制度について

1 認知症の人はどのくらいいるのか

(1) 年々増加している

認知症の人は、平成24年11月16日の日経新聞(厚労省統計)によれば、2002年から10年間で倍増し、65歳以上の人口に占める割合は約10%になったとのこと。

また、認知症の人は年々増加しており、2010年を基準とすると、その25年後の2035年には約445万人と1.8倍に増加することが予想されている。

(2) 高齢になるにしたがって認知症の人は増加する

年齢別に認知症の人の割合をみると、65~69歳では1.5%ですが、年齢が5歳上がるごとに約2倍になっている。85歳以上では約4人に1人が認知症であるとされている。

2 任意後見制度について

平成12年に国内外の状況を踏まえ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、高齢化社会への対応及び障害者福祉の充実などの要請から、成年後見制度のための法改正が行われ、新たに創設された。

(1) 成年後見制度の種類

① 法定後見

判断能力が、不十分な人の権利擁護者(成年後見人、保佐人、補助人)を家庭裁判所が選任し、その権利擁護者の権限も家庭裁判所の審判によって決定するもの。

本人の判断能力の程度に応じて次のような類型がある。

ア後見・・・判断能力がほとんどない人
イ保佐・・・判断能力が著しく不十分な人
ウ補助・・・判断能力が不十分な人

② 任意後見

公的機関(家庭裁判所)の監督を伴う任意代理の制度で、判断能力があるうちに、自分の判断能力が不十分になったときに、後見事務の内容と後見を行う人(任意後見人)を事前に契約(任意後見契約)によって決めておくもの。

実際に判断能力が不十分になったときに、任意後見契約の効力を発生させて、家庭裁判所が選んだ任意後見監督人の監督の下、自らが選んだ任意後見人に、自分の希望する後見事務を行ってもらうことができるので、自己の決定を最大限尊重してもらえる。

(2) 任意後見契約の当事者

① 本人(委任者)

② 受任者(任意後見人となるべき者・任意後見受任者)

(3) 任意後見契約の効力が生ずる時期

① 効力が生ずる時期

② 申立人

③ 申立ての要件

(4) 本人の判断能力の判定方法

家庭裁判所は、原則として鑑定をすることを要せず、医師の診断書等によって精神上的障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるか否かを判断すれば足りる。

(5) 任意後見契約で委任できる事項

本人の生活、身上監護及び財産管理に

関する法律行為に限定される。

- ① 財産管理に関する事務
 - ② 身上監護に関する事務
 - ③ 委任できない事項
事実行為や一身専属的事項
- (6) 任意後見契約の締結
任意後見契約は公正証書による必要がある。
- ① 将来型・・・将来、判断能力が不十分になったときに
 - ② 即効型・・・契約締結直後に契約の効力を発生させるとき
 - ③ 移行型・・・通常の任意代理の委任契約から任意後見契約に移行するとき
- (7) 公正証書作成までの手続、必要書類及び費用
- ① 手続・・・当事者（本人（委任者）、受任者）からの依頼で公正証書を作成
 - ② 必要書類・・・各1通
ア 本人（委任者）・・・印鑑登録証明書、戸籍事項証明書（戸籍謄本）、住民票の写し

イ 受任者（任意後見受任者）・・・印鑑登録証明書、住民票の写し

- ③ 費用（公証人の手数料）
契約の内容（報酬額）にもよるが、移行型の場合の通常（無報酬の場合）は、約4万円、将来型では、約3万円。ともに登記のための印紙代（2,600円）、郵送料（約560円）を含む。
- (8) 任意後見契約の登記
- ①任意後見契約締結時・・・
公証人が登記の嘱託を行う。
 - ②①に基づき登記を行った事項に変更が生じたとき
 - ③任意後見監督人が選任されたとき
 - ④任意後見契約が終了したとき
- (9) 任意後見人の職務
- ① 財産管理
 - ② 身上監護
- 任意後見人は、これらの職務を行うに当たっては、①善良な管理者としての注意義務があり、②本人の意思を尊重し、身上に配慮しなければならない。また、その職務内容を任意後見監督人に報告しなければならない。



誕生日			ご夫人		
会 員					
吉田 文彦	5		早川 町子	1	
金子太一郎	7		柄沢 佑子	1	
今井 克義	10		石川 純子	3	
米山 忠俊	22		平出 武子	10	
			福岡 則子	22	
			高橋 淳子	30	

結婚記念日		
米山 忠俊・由貴江		1
落合 益夫・千鶴子		3
佐藤 文夫・君子		15
星野 義男・雪枝		20
武田 恒夫・水江		27

三條市立大島中学校杉山校長先生より皆様にお伝え下さいとの事です

4月より新潟大学附属長岡中学校に転勤になります。例会に伺ってお礼を申し上げなければと思いましたが、引き継ぎ等で時間がとれず、失礼します。佐野有美さん講演会等では大変お世話になりました。ありがとうございます。